市津市泉佐野市和歌山市	四、七二四円	四、八五二円	四、九一六円	五、〇一二円	五、〇四四円	五、一七二円
札幌市栃木市前橋市新潟市富山市金沢市福井市長野市松本市豊橋市姫路市岡山市徳島市北九州市長崎市	四、五六九円	四、七五円	四、九七八円	五、一〇四円
上記以外の市町村	四、四七五円	四、六六四円	四、八五二円	四、九四七円	四、九七八円	五、一〇四円

2　［同上］

（特例）

第七条　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前四条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市横浜市川崎市豊田市大阪市	さいたま市千葉市国立市八王子市名古屋市	神戸市	小田原市大津市京都市堺市奈良市広島市福岡市	仙台市ひたちなか市宇都宮市甲府市静岡市岐阜市岡崎市津市泉佐野市和歌山市
五四五、八八四円	五二八、一八六円	五二三、七六二円	五一〇、四八九円	五〇一、六四〇円	四八三、九四三円
札幌市栃木市前橋市新潟市富山市	上記以外の市町村				
五五五、七四三円	五三七、七一七円	五三三、二一一円	五一九、六九一円	五一〇、六七八円	四九二、六五二円

市津市泉佐野市和歌山市	四、七二四円	四、八五二円	四、九一六円	五、〇一二円	五、〇四四円	五、一七二円
札幌市栃木市前橋市新潟市富山市金沢市福井市長野市松本市豊橋市姫路市岡山市徳島市北九州市長崎市	四、五六九円	四、七五円	四、九七八円	五、一〇四円
上記以外の市町村	四、四七五円	四、六六四円	四、八五二円	四、九四七円	四、九七八円	五、一〇四円

2　［略］

（特例）

第七条　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前四条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市横浜市川崎市豊田市大阪市	さいたま市千葉市国立市八王子市名古屋市	神戸市	小田原市大津市京都市堺市奈良市広島市福岡市	仙台市ひたちなか市宇都宮市甲府市静岡市岐阜市岡崎市津市泉佐野市和歌山市
五五五、七四三円	五三七、七一七円	五三三、二一一円	五一九、六九一円	五一〇、六七八円	四九二、六五二円
札幌市栃木市前橋市新潟市富山市	上記以外の市町村				
五五四、八八四円	五二八、一八六円	五二三、七六二円	五一〇、四八九円	五〇一、六四〇円	四八三、九四三円